

益田市ブロック塀等安全確保事業

～手続きの流れについて～

①事前相談

電話にて事前相談を受け付けます。

相談窓口 建設部建築課指導係
☎ 0856-31-0668 (市役所分館 3F)

補助対象となる可能性があるかと判断された場合、市職員による現地調査を申請者と共に行います。



市職員の現地調査

②補助対象の判定

建築課にて補助対象であるか判定を行い、その結果をお知らせします。



電話等による連絡 (市)

③交付申請書の提出

補助対象に該当する場合、申請書類を提出して下さい。
(※添付書類 別紙参照)



申請書審査 (市)

④交付決定通知

申請書類の審査終了後、補助金交付決定 (却下) 通知書を送付します。
工事契約・着手は補助金交付決定通知書を受け取られた後に行ってください。



除却工事

⑤実績報告書の提出

工事が終わりましたら、速やかに完了実績報告書を提出して下さい。
(※添付書類 別紙参照)
市職員が工事完了状況を確認後、補助金額確定通知書を送ります。



完了確認 (市)

⑥補助金の交付

補助金額確定通知書が届いた後、補助金請求書を提出して下さい。
請求書受理後、手続きを経て指定口座に補助金を振り込みます。

注 意 事 項

- ◎交付対象は、**ブロック塀等**のみです。門やフェンス等は対象となりません。
- ◎必ず**補助金交付決定通知書**が届いてから**施工業者と契約**して下さい。
(届く前に契約・工事等を行うと事前着手となり補助金の交付ができません)
- ◎工事を**変更 (中止)**した場合、速やかに**変更 (中止) 承認申請書**を提出して下さい。
- ◎**建築基準法に違反**しているブロック塀等は対象になりません。
- ◎同一敷地内において、**過去に本補助の交付**があるものは対象となりません。
- ◎ブロック塀等の除却は原則、**地面まで除却**するものが対象となります。
- ◎予算の範囲内で補助を行いますので、予算が無くなり次第終了となります。

～添付書類について～

交付申請時

- ① 益田市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② ブロック塀等の位置図、現況写真
※位置図は住宅地図等に申請敷地を明示して下さい。
※現況写真は全景を、最低2方向から撮影して下さい。
全景写真とは別に、高さ・長さ・厚さがわかる写真を撮影して下さい。
（メジャー等をあてて、撮影した写真）
- ③ 除却工事に要する経費の見積書等の写し
※見積書は対象となるブロック塀等の除却費、諸経費等の内訳がわかるよう作成して下さい。
- ④ 除却工事の内容が確認できる図面（配置図・平面図・立面図）
- ⑤ 市税の滞納がないことを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

実績報告時

- ① 益田市ブロック塀等安全確保事業完了実績報告書（様式第5号）
- ② 工事写真（施工前・施工中・完了）
※最低2方向から撮影して下さい。
- ③ 除却工事の契約書の写し
※変更があった場合、変更契約書の写し共
- ④ 除却工事費の領収書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類